

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

2015年6月号

担当：平出・許

国外関連者への費用支払いに関連する企業所得税徴税管理強化規定

中国国家税务总局は2015年3月18日付で《国外関連者への費用支払いに関連する企業所得税問題についての公告》（国家税务总局公告2015年第16号、以下「本公告」）を公布しました。本公告は国外関連者への費用支払いのうち、独立取引原則に適合しないものについては移転価格税制を適用して当該取引の発生年度から10年以内について特定納税調整を実施できることとしており、特定納税調整の過程で一定の判断基準に該当する場合には、損金不算入となることを明確にしています。

I. 公告の要旨

- (1) 国外関連者に対する費用支払は独立取引原則に合致したものでなければならない。
- (2) 独立企業間価格に基づいていないと認定された場合は、移転価格税制を適用して特別納税調整を実施（対象取引発生年度から10年以内について可能）
- (3) 契約書及び取引が真実に発生していること、独立取引原則に合致していることの証明資料の準備が必要
- (4) 支払い手続きにあたり(3)の契約書・証明書類の税務機関による審査は不要であるが、税務機関からの要求に応じて提出できるようにする必要あり
- (5) 企業所得税の課税所得から税前控除できない（損金算入できない）国外関連者への費用支払の明確化

II. 損金算入が認められない費用の判断要件

- (1) 担う機能を有せず、リスク負担をせず、実質的な経営活動のない国外関連者への費用を支払う場合
- (2) 国外関連者から提供された役務は直接または間接的にも経済的利益を企業にもたらされていない場合
- (3) 無形資産の法律上の所有権を保有するのみでその価値創造に貢献していない関連者に使用料を支払い、独立取引原則に合致していない場合
- (4) 資金調達や上場を主要目的として、海外に持株会社またはファイナンス会社を設立した場合で、当該上場活動に付随する利益で国外関連者にライセンス使用料等（ロイヤルティ）を支払う場合

対して企業所得税の調査を行う際に準拠としてきた主な規定は「国家税务总局2009年公布の《特別納税調整実施弁法（試行）》」です。当該規定に従い、移転価格に対する税務機関と納税義務者の間でその取引対価の合理性の実証が論点の中心となっています。

納税義務者としては当該取引の対価が独立取引原則に合致していることを証明し、一方税務機関はその取引対価が独立取引原則によるレンジから大きく外れていることを主張して両者で争われることとなります。

また、《特別納税調整実施弁法（試行）》では対価の調整方法を明確にしており、税務機関に調整必要と判断された場合には、定められた方法で取引対価の調整を行うこととなっています。

昨年も「国外への多額費用支払いによる租税回避防止調査に関する通知」（税総弁発【2014】146号）が国家税务总局から地方の国家税务局・地方税务局に対して公布されており、最近特に国外関連者との非貿易取引について税務調査などにより厳しく管理される傾向にありますので注意が必要です。

以上

税務局が国外関連者に費用を支払う企業に